

## VI 使用済み資材の回収と適正処理

## VI 使用済み資材の回収と適正処理

### 1 使用済み資材の適正処理について

#### (1) 背景

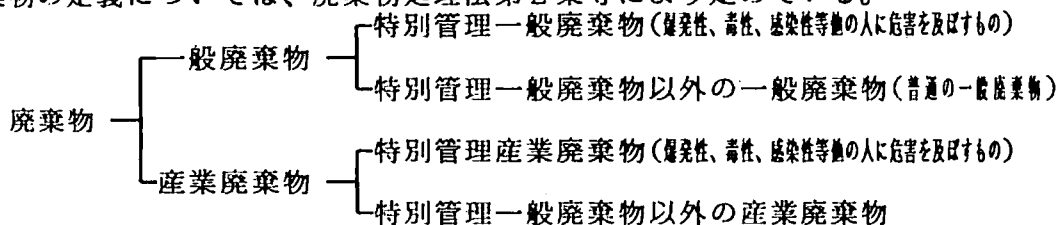
農業の施設化に伴い、農業用資材も増えてきたが、ハウスやマルチ等の使用済みプラスチックが野積みされ、河川への流出、強風による飛散や野焼きなどの不適切な処理が問題となってきたことから、昭和58年に農林水産省が「園芸用廃プラスチック適正処理基本方針」を定めるとともに、京都府においても「京都府園芸用廃プラスチック適正処理基本方針」を定めるなど、使用済み資材の適正処理について推進してきた。

一方、平成9年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」が改正され、平成10年12月1日から、すべての産業廃棄物に産業廃棄物管理伝票制度（マニフェスト）が導入され、使用済み資材の適正管理及び処理が義務付けられている。

近年、ダイオキシンや環境ホルモン等、環境に対する国民の環境に対する要請はこれまで以上に高まっており、21世紀は環境の世紀といわれるように、農業の生産段階においても廃棄物の適正管理、処理等、環境負荷の軽減に更に努める必要がある。

#### (2) 廃棄物の分類

廃棄物の定義については、廃棄物処理法第2条等により定めている。



#### 廃棄物処理法第2条4（抜粋）

この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 二 [略]

#### (3) 事業者の責務

施設栽培等に使用した園芸用使用済みプラスチックは産業廃棄物であり、その適正処理と農業者を含む事業者の責務を廃棄物処理法第3条により定めている。

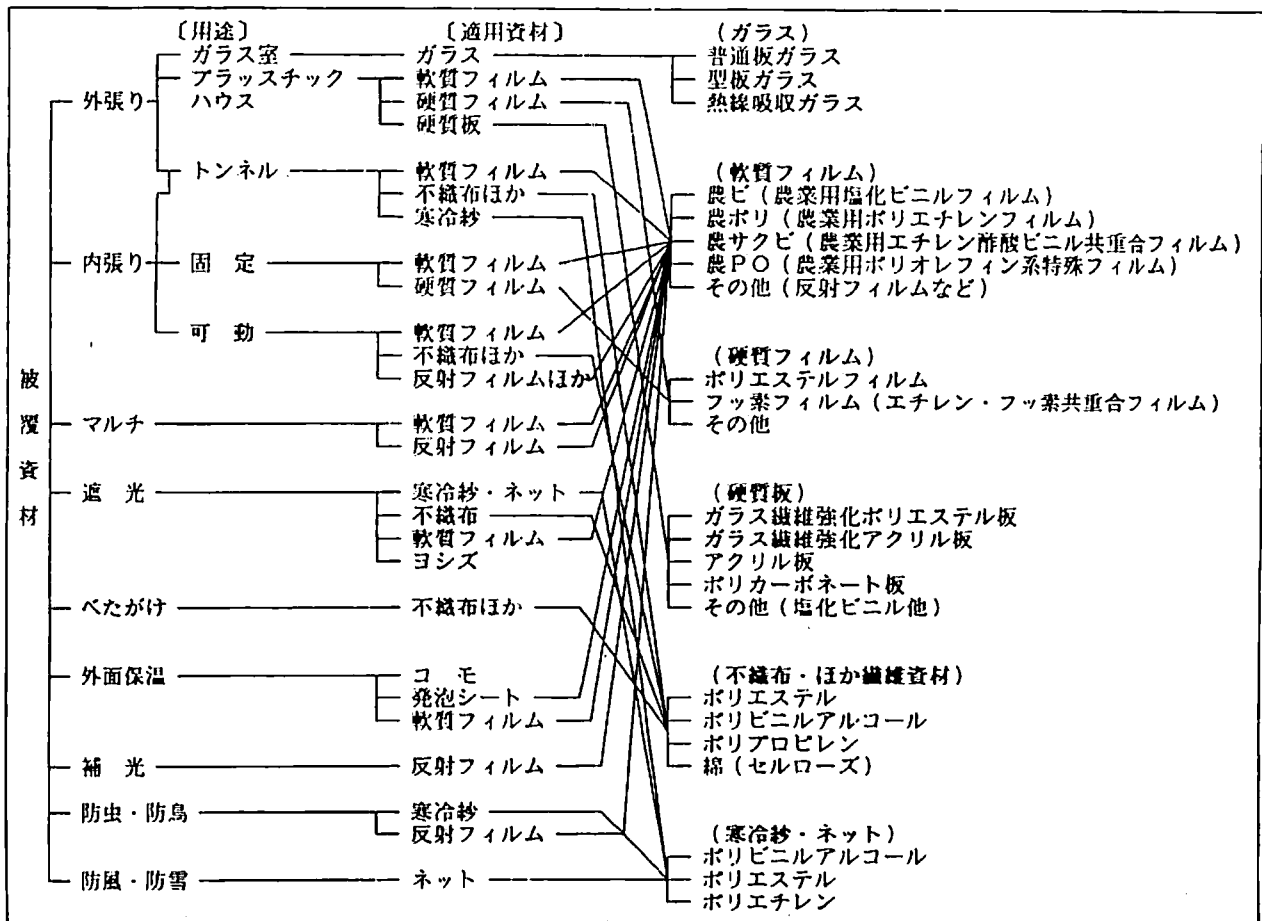
#### 廃棄物処理法第3条（抜粋）

- 一 事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 二 事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理方法について情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 三 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

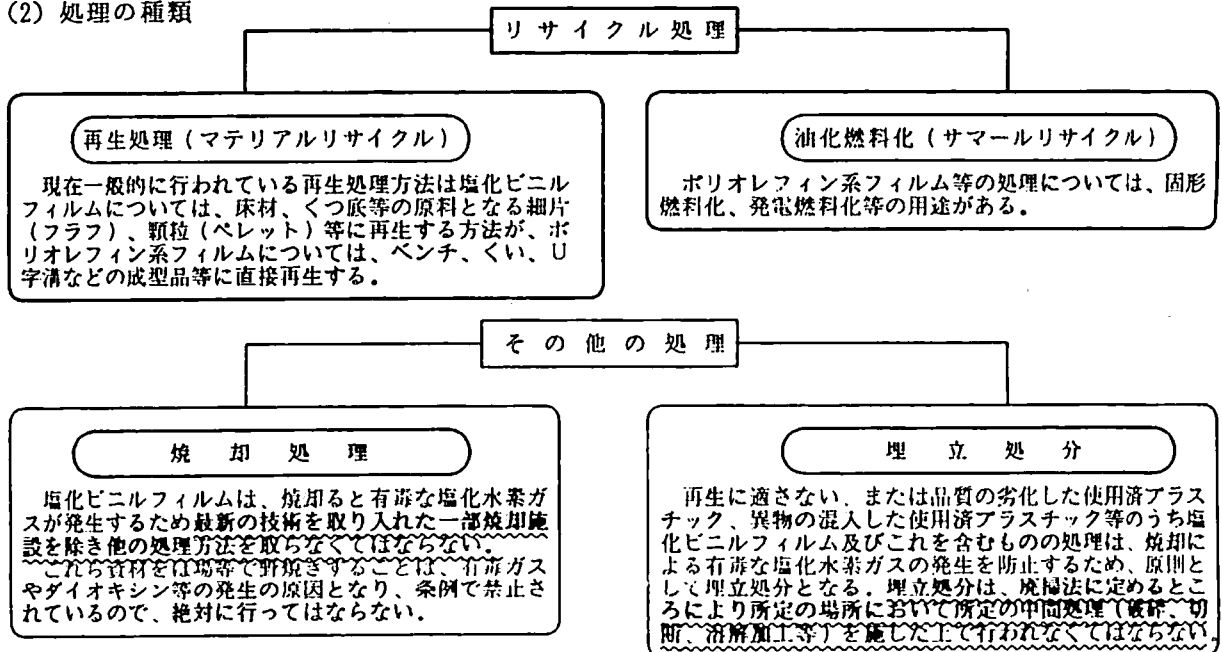
## 2 使用済みプラスチックの適正処理方法

### (1) 園芸用プラスチック資材の種類と特性

施設栽培を中心として園芸被覆資材は、用途に応じて下記の種類がある。



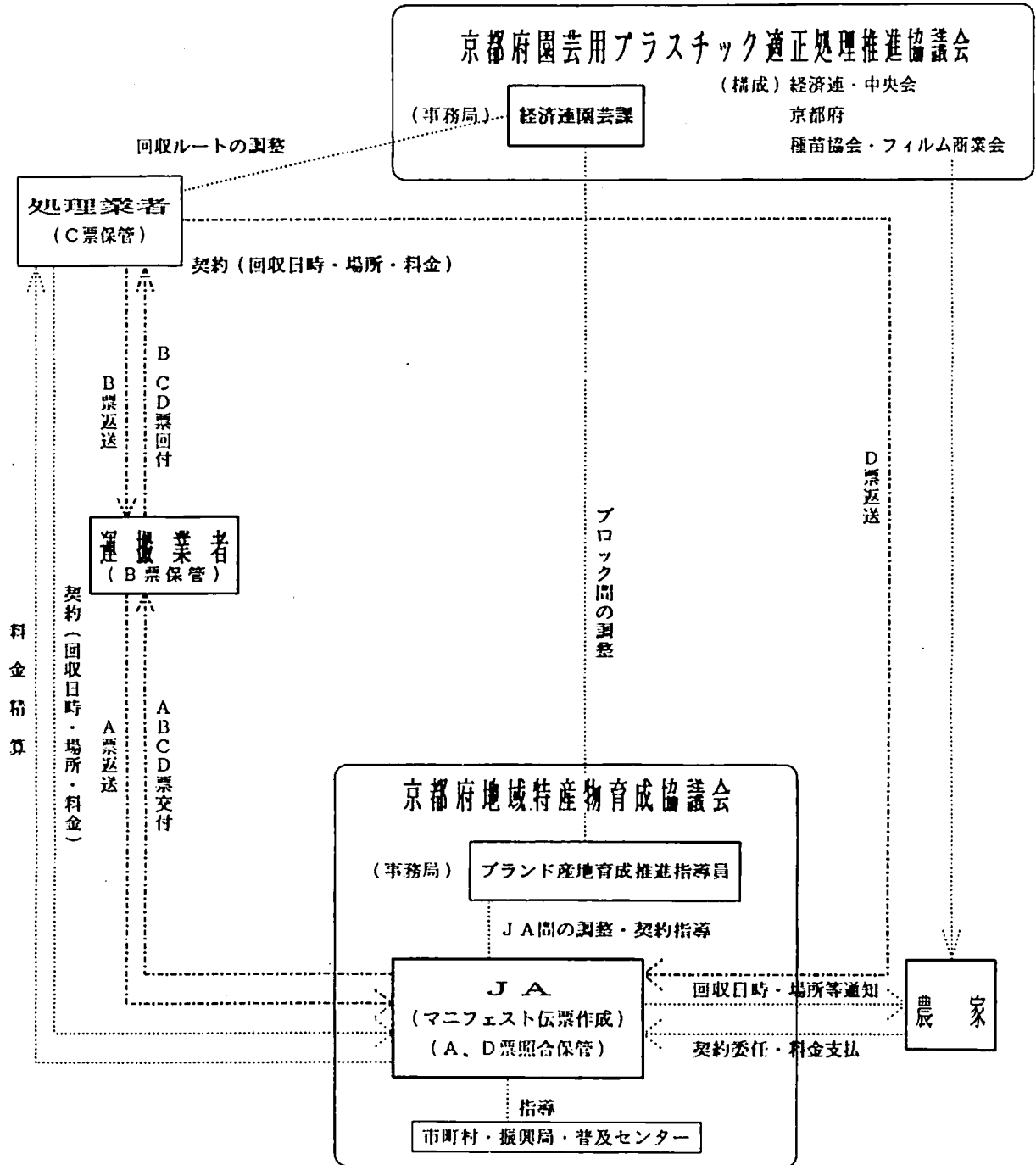
### (2) 処理の種類



(3) 適正処理のシステム

行政、団体、民間からなる「京都府園芸用プラスチック適正処理推進協議会」を設置し、使用済みプラスチックの適正処理を推進している。

◆適正処理（マニフェスト）システムフロー

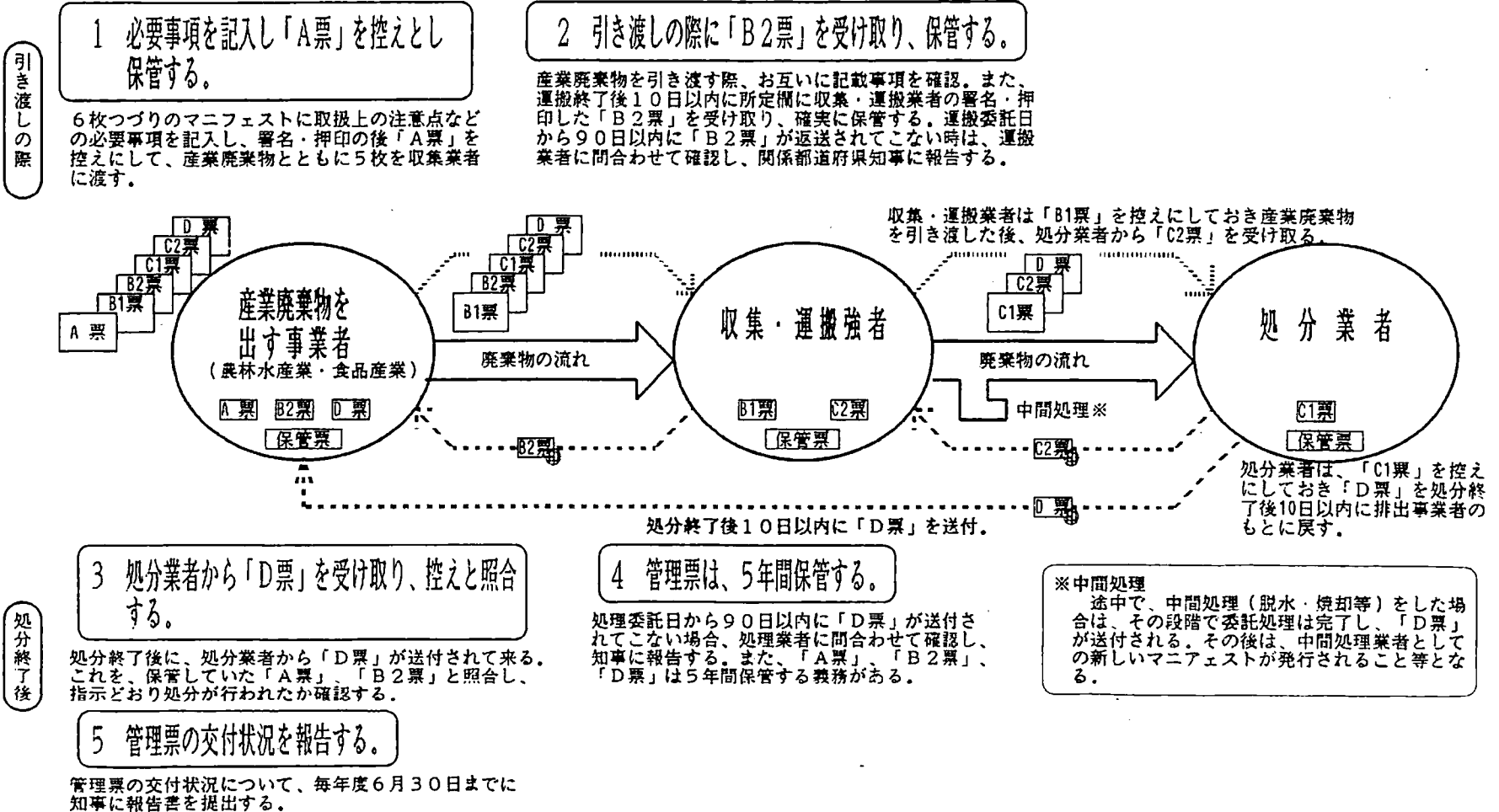


### 3 産業廃棄物管理票制度（マニフェストシステム）

#### (1) 概要

マニフェストシステムとは、事業活動によって排出される産業廃棄物の名称・数量・性状・取扱上の注意事項などをマニフェスト（産業廃棄物管理票）に記載し、収集・運搬業者から処分業者へ管理票を渡しながらか処分の流れを確認することにより産業廃棄物の排出する事業者が廃棄物の運搬や最終処分までを管理するシステムで、平成9年6月18日付けで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が一部改正され、平成10年12月1日から施行されている。

◆マニフェストシステム（6枚つづりの「産業廃棄物マニフェスト」の場合）



(2) マニフェストシステムへの対応

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正され、平成10年12月1日から施行されたことに伴い、施行に当たっての留意事項について、厚生省生活衛生局水道環境部長通知及び同水道環境部整備課長産業廃棄物対策室長通知があり、また、農林水産省農産園芸局からも平成10年11月27日付けで肥料機械課長、植物防疫課長、野菜振興課長連名で園芸用使用済プラスチック等の適正処理について通知がなされた。

京都府としては、平成8年度に「京都府園芸用使用済プラスチック適正処理基本方針」及び「京都府園芸用使用済プラスチック適正処理マニュアル」を策定し、適正処理の推進に努めてきたところであるが、今回のマニフェストシステムに対応し得るため府基本方針及びマニュアルの見直しを行うこととしている。

◆産業廃棄物対策室長通知及び農産園芸局3課長連名通知のポイント

- ① 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付に関しては、多数の農業者が個別に管理票を交付することは合理的でないこと等から、産業廃棄物の適正な回収・処理の仕組みが整備されている場合には、JA等が排出事業者である農業者の依頼を受けて、管理票の交付を代行しても差支えないこととされた。
- ② JA等が管理票の交付の事務を代行する場合には、農業者は処理業者と直接契約を締結せず、JA等に契約締結権限を委任し、JA等が処理業者と処理委任契約を締結する。  
この場合、農業者はJA等に対し、契約に関する権限のみを委任する委任状を交付すること。
- ③ 回収・処理の仕組みが未整備な市町村にあっては、都道府県の指導のもと、行政機関及び農業団体を中心となって、製造・流通業者も含め、市町村適正処理推進協議会等の推進体制を早急に整備すること。  
また、併せて、肥料空袋、農薬空容器等も含め適切な対応が行われるよう市町村適正処理推進協議会等の体制の見直しを図るものとする。
- ④ 回収・処理に要する経費については、管理票の交付事務に係る経費も農業者が適正に負担することを原則とする。
- ⑤ 産業廃棄物管理票制度（マニフェストシステム）の導入に当たり、園芸用使用済プラスチック等の分別の徹底が不可欠となることから、種類別、処理方法別に分別すること等の徹底を指導する。

◆不法投棄対策

- ① 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の拡充（平成10年12月1日施行）
  - 従来特別管理産業廃棄物にのみ義務付けされていたマニフェストシステムの適用範囲をすべての産業廃棄物に拡大することとされた。ただし、以下の場合等については交付不要。
    - ・ 都道府県又は市町村の設置する施設へ搬入する場合
    - ・ 金属くず、ガラスくず、紙くず、繊維くずを再生利用を目的として既存の回収業者に委託する場合
    - ・ 再生利用業の指定（知事又は市長、厚生大臣）を受けた業者に委託する場合
    - ・ 再生利用業の厚生大臣認定を受けた業者に委託する場合等
  - また、マニフェストの交付者は、委託業者から返送されたマニフェストを5年間保存しなければならない。
  - 事業者は、従来の紙マニフェストに代えて電子マニフェスト制度を使用することもでき、この場合、紙マニフェストの交付は必要とせず、運搬受託者又はショーン受託者は通信回線を通じて情報処理センターへ報告する。情報処理センターは、通信回線を通じて処分終了等を事業者へ報告するとともに、知事（市長）に対し、その情報を定期的に報告する。（電子マニフェストの場合、事業者の知事（市長）への報告は不要となった。）
  - 厚生大臣は平成10年7月1日付けで、財団法人産業廃棄物処理振興センターを電子マニフェストシステムに係る情報処理センターに指定した。（この項のみ、平成10年6月17日施行）

② 原状回復のための措置（平成10年6月17日施行）

- 措置命令の対象範囲に（平成10年12月1日から）マニフェストの交付を

しなかった者等を追加するとともに、措置命令の際、構すべき支障の撤去等の措置の内容、履行期限、理由等を記載した命令書を交付する。

- 措置命令にもかかわらず、措置を講じない又は不十分なとき、知事又は市長は自ら措置を講ずることができる。処分者等を確知できないときは、広告した後、自ら措置を講じることができることとされた。その費用は、額の算定基礎を明示して行政代執行法の規定に準じて、当該処分者等に負担させることができる。

③ 罰則の強化（平成9年12月17日施行）

不法投棄の場合、法人に対し、最高1億円の罰金刑とされた。